

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成25年3月6日(水)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	山田新太郎	委員	高阪康彦
	委員	中村英子	委員	菊地久
	委員	吉田正昭	委員	
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 総務課長 税務課長	服部康彦
	総務課長	江上文啓	民生部長	齋藤仁
	民生部長兼 次長 保険医療課長	犬飼博初	民生部長兼 高齢介護課長	佐藤一夫
	子育て推進課長	鈴木利彦	健康推進課長	能島頼子
職務のため出席した者	議長	中村英子	議事務局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第7号	蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について		
	議案第8号	蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第14号	蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について		
	議案第15号	蟹江町税条例の一部改正について		
	議案第16号	蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について		

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生委員常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

今、まだ風邪もはやっていますので、皆さんも健康にはくれぐれも気をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

お手元に、議案第8号の議題の中で請求ありました資料が配付されております。また、健康推進課よりこころの体温計の資料が配付されております。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長よりあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔に、明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきようよろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付した式次第書に記されておりますように、最初に民生に関する案件、議案第7号及び議案第8号並びに議案第16号の審査を行い、続いて議案第14号及び議案第15号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はお手元に配付しました式次第により行います。

最初に、議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

補足説明は別段ございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 松本正美君

では、補足説明はないということで、それでは質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結し、これより討論に入りますが、先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論もないようですので、討論を終結して、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

本日配付させていただきました議会での要求資料につきまして、担当次長のほうから簡単に説明させますので、しばらくお願いいたしますと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

よろしく申し上げます。

議案第8号関係の請求いただいた資料につきまして、まず1ページでございますが、地域密着型サービスと申しますのは、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らせるよう平成18年度に創設されたものでございまして、市町村は事業者の指定を行うとともに、サービスの利用はその市町村の住民に限られるというものでございまして、以下この表にございますように8種類のサービスの種類がございます。そして、右側は簡単にそのサービスの内容についての説明を記載させていただきました。

下段でございますが、このうち蟹江町内の地域密着型サービス事業所、こういったものがあるかという点でございますが、サービスの種類のところをごらんいただきますと、認知症対応型共同生活介護、グループホームと申します。これは、グループホームカリヨンの郷新千秋、グループホームシャルルそれぞれ定員18人、それから入所者生活介護小規模特別養護老人ホーム、これは特別養護老人ホームカリヨンの郷新千秋で定員22人、この2種類のサービス、3事業所があるということでございます。

裏面、2ページをお願いします。

要介護・要支援認定者数、それから居宅介護・介護予防サービス受給者数、地域密着型介護予防サービス受給者数、施設介護サービス受給者数、それぞれ認定順に下から22年3月末、23年3月末、24年3月末、最終のところ25年の1月末ということでそれぞれの人数を記載

をさせていただきました。ただ、この人数につきましては65歳以下の第2号被保険者の方の数も含んでおりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 山田新太郎君

地域密着型のサービスですけれども、今、下にあつてカリヨンの郷などがあるんですけれども、この設立要件みたいなことは決まっていると思うんですけれども、そのサービスがちゃんと行われているかということをつまには見に行く。例えば、ふろに毎日入れろとか、週3日に入れろとかあると思うんですけれども、そういうようなことをチェックされているのか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それぞれの事業所からは、今定期的に書面で報告等ございます。ただ、今おっしゃいましたような大もとの細かいサービスのところまでは私どもわからない点が多々ございます。それで、地域密着型の場合、市町村独自か、それか愛知県、それからこの24年度には東海北陸厚生局のほうのところというふうな、そういった実地指導ですとか監査というふうなことが定期的に行われる場合がありますので、その際に書類の審査、それから場合によつたら聞き取りといったようなことは行っております。それと、それから毎月の介護報酬の請求の際のですね、関係の書類等から、もし疑問な点があれば聞き取りを行うというふうなことをいたしております。

○委員 山田新太郎君

こういうある一定の要件を満たしたところが認定というか、強化されていると思うんですよ。実態は、私もある学校へ行つとったことがあるんですけれども、先生で。全然めっちゃめちゃなんですよ。厚生省の定めた要件がずっとあるけれども、全く守られていないけれども、僕は内部告発しなかったんですけれども。だから、せつかく蟹江町がやっておられるので、僕の言いたいのはね、定期的というか、行くことだけでもこの事業主は非常に緊張感を持たれると思うんですよ。中で介護を受けている方たちは完全無抵抗に近い方たちなので、自分ですぐよう言わんわけですよ。だから、たまにそういう要件、ふろ入れろとかあるわけですよ。そういうのを巡回という失礼ですけども、あくまでも事業主に緊張感を持たせるために行つてほしいと僕は思うんですね。そんなに頻繁に行かなくていいですよ。ただ、そういうことを蟹江町はちゃんと見とると。だから、余り手抜いていかなんというふうな意識を事業主に持たせる必要が絶対あると思うんです。わかるでしょう。ここに預けられとる方たちなんてもう普通の方じゃないんで、無抵抗以下だからね。だから、手を抜こう思つたら

めっちゃめっちゃ抜けどうんですよ。私たちのような健常者がいるのと違うので、だから、やっぱりその手を抜かせないという体制というのが必要だと思うんですね。だから、その辺を充実させるように今後お願いしたいと思うんですけども。私たちが行くわけにいかん。だから、事業主に緊張感を持たせるという意味ですよ。そういうことでよろしくお願いします。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

この条例をですね、出された。そして、それにこの必要性の問題ですね。また、現状どうなってるかというようなことで資料請求をさせていただいたんですが、その資料請求で出てきたこととしては、2ページにありますように、要介護・要支援認定者数というのは1,214名おりますよという数字が出ておって、その後、居宅介護、介護予防サービス受給者数という形で655名みえますよと。それから、地域密着型介護予防サービスの受給者は63名ですと。それから、施設の介護サービス受給者数というのが介護老人福祉施設、介護老人保健施設で197名ですと。数字をこういうふうに出されておるわけですけども、そこで今回の利用者をこういう認定をしてというようなことが、ここにサービス事業者等の指定等に関する条例制定要点と、こういうふうになっておるわけ、そういうの。そして、実際、現在どれだけあるんですかということに対してきょう出されたのがですね、1ページに書いてありますように、この2つですね。全部で3つでございますが、この実態をですね、定員18名、こちらのグループは18名、それから29名ですが、全体的にこれだけの大勢の方がおる中で、蟹江町の在住者が、この今ある密着型サービス事業者には、これは蟹江町の在住者ということになっていますが、これ18、18、29の定員でございますが、現実これはこの定員についてどうなのか。満杯で困っておるのか、それから入りたいけれども、入れない待機をしておる人たちがおるのかどうか、そういう人たちの要望や要求をどこまでとらえておみえなのですかという点について、どこまでご存じなのかな。わかる範囲でちょっとお尋ねします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

定員等の関係につきましては、この2月12日に施設のほうに聞き取りをいたしました。それで、まず認知症対応型のグループホームのほうでございますが、カリヨンの郷新千秋は定員18人中満床であるということ、それからグループホームシャルルは17人、これはたまたま退所された後入所との間ということだろうと思います。それから、小規模特別養護老人ホーム、こちらのほうは29人、満床だというふうに聞き取りをいたしました。

それで、この2ページのほうの地域密着型の3段目の表のところでございます。平成25年1月末現在というところと、それからその下の24年3月末現在というところ、ここの計の欄見ていただきますと数字がかなり違っておりますが、これはこの小規模特別養護老人ホームが24年の4月にオープンをいたしました、新千秋のほう。その関係で、この1月末は数字

がぐっとふえておるといふことで、定員の数を足したものにほぼ近い方がもう入所されておるといふのが現実でございます。そして、グループホーム、それから小規模特別養護老人ホームに入所申し込みというよりは、特別養護老人ホーム本体のほうにいろいろな施設に申し込みがされている方のうち、当然ながらであります、蟹江町にお住まいの方しか地域密着型は利用できないわけでありまして、そちらのほうにあきができる場合には優先的に入所いただく、そういった形になっておると思っております。

○委員 菊地 久君

せっかくですので、資料も出ておりますが、現状実態というのを把握したほうがいいと思いまして申し上げたいんですが、要介護3、要介護4、要介護5という人たちの中で、それぞれが施設へですね、お世話になりたいと。なりたけれども、施設が満杯で入れない。待機児童ではありませんけれども、そういう人たちというのはどの程度町は把握されておるのかなと。

それと、居宅ですね。介護、自分の家でも要支援1だとか2だとか3ならまだいいんですが、それ以上、要介護3以上ですね。3、4、5ぐらいになったときの人たちが、今国の考え方としては在宅介護を指導をし、極力そちらでやらせるようにですね、きとるわけですよ。だから、病院だとかいろいろなところでもすぐ追い出してね、自宅でやれる人は男がなんで奥さんがおって、奥さんがやるようなら家でやれというような状況で追い出されるという現状が社会的な大きな今問題になつてくるものですから、蟹江町は実態どうなのかなと。いろいろ相談しようが何しようが、なかなか相談の仕方もわからんし、現実もわからんからって老老介護をやとって、2人とも老人がですね、亡くなってもだれも気がつかずにですね、ミイラ化した実態があつただとかね、そんなことをきょうも新聞に載っておったと思いますが、そういうことが、よそのことだと言えばそれで済みますが、我が蟹江町であつたときにですね、例えば。なぜわからなんだのと、どうやとつたのと、こういうことになるものですから、そういうことを的確につかめる方法は何かなかつたんだろうかな。どうしたらいいのかなと、こう思うわけですね。

結果が出てから幾ら責めてもいけませんもんですから、現状じゃ老老介護、じゃ失礼ですが、在宅でどういふような方々かわかりませんが、要介護4だとか5だとかですね、本当に寝たきりで、今じゃまだ点滴ですか、何か家族ならやってもいいとかね、いろいろなことを教えてもらって在宅でやるだとかね、非常に法律改正されていって、医師の免許なくてもちよこつとしたことをやれるだとかね、拡大してやとるんですよ。だから、やれるがやとほうり出されているのが現実だものですから、そんな実態をわかっているかどうか。そういう問題についての相談窓口はね、どういうところで来て、だれが受けて、どうされておるのかな。その辺の実態というか、どの程度まで役場は、役場担当者なりだれかわかりませんが、把握されとるんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

まず、待機者の方の数についてでございますが、これは例えばカリヨンのほうに聞きましたも100何十人だとかというような、そういった答えをたびたび今までいただいております。と申しますのは、その特別養護老人ホーム等への入所の申し込みの方、1カ所ではいつ順番回ってくるやらからないというような点があつて、複数のところをかけ持ちで申し込みをされておるといふことがありまして、数を聞いてもですね、それは実態とはかなり違うだろうと。それ以上のところをなかなか把握するのは難しいという点がございました。

これら平成23年度の初めごろ、春ごろでございますが、第5期の介護保険事業計画策定に当たりまして、24年から26年までの3年間ですが、愛知県が調査を行いました。と申しますのは、特別養護老人ホーム等は愛知県が指定をするという、そういうあれになっておりまして、ということと、それから先ほど申し上げましたかなり広範囲になるものですから、市町村では難しいという点で、愛知県がじゃ実態どうだろうという調査を行った結果、このときは、要介護度が3から5の方だったと思うんですが、蟹江町の方で31人待機者がみえるという報告を聞いております。第4期の蟹江町の介護保険事業計画の中で、グループホームと1ユニット9人の増設ですとか、それから小規模特別養護老人ホームの新設、こういった計画がありました。その9人に29人の定員を足しますと、待機者うち実数であろうという待機者数を上回るということがございまして、ただ単純にその算数だけではいけない点あるやもしれませんが、まあまあ待機の方というのがかなり減ったんだろうなというふうには思っております。ただ、年々介護の必要な方ふえてくるばかりでございますので、想定、そればかりでいけないという点も承知はいたしておりますが、それ以後の数字についてはちょっと不明でございます。

それから、在宅で介護等困難な方、おっしゃいましたように要介護度の高い方、どちらかというとな国のほうは、さっき菊地議員もおっしゃいましたように、施設というよりは在宅での介護というふうに仕向けてきております。いろいろな新しいサービスを創設してはそれを利用したりということによってやっていくような流れには何年か前からなっております。そういったところで、先ほど申し上げましたどうしても在宅で難しい方、施設入所ということになるんでしょうけれども、なかなか今までは入所できなかったというのも、そういう事実もあるだろうと思ひます。ただ、その中で、例えば高齢者だけの世帯で介護に困っておるといふようなことがあればですね、相談窓口としては私ども役場の高齢介護課、それから地域包括支援センター、そして介護のサービスを受けていらっしゃる方であれば、必ずケアマネジャーというのが会議をしております。それから、サービスを受けていらっしゃる方であればサービス事業者が介入しています。そういうところですね、現場においては地域包括支援センターとか役場の窓口というよりは、ケアマネジャーや、それから介護サービス事業者のほうが目ごころの観察というのはいしやすいものですから、何かあれば私どもや包括支援セ

ンターのほうにまず情報をもらう。それから、さらにご支援が困難な場合には関係者が集まってそれに対する対応を協議するだとかというような体制にはなっております。

それから、この老老か、すべてがどうかはちょっとわかりませんが、この居宅介護のサービスを受けていらっしゃる方のうち要介護度の重い方、この方たち、サービス受給者数、数から大体想像しますと、要介護度4、5ぐらいの重い方で二、三十人ぐらいの方がもしかするとこの、老老かどうかはわかりませんが、2人の世帯の方のどなたかがそのご高齢者の方を介護されておるのではないかなど。これは、もう想像ではありますが、そういったところまでは予測はしておるところであります。

○委員 菊地 久君

我々も、私も余りタッチしていないものですから勉強不足でわかりませんが、現状事が起きてから大きな騒ぎになるものですから、その前に事業所は、事業者が今2人、多いのか少ないのか、待機、もっとこれから必要なのに、こういう法律をもとにどこか事業をやってくれるような人がおるのかどうかということね。おるのかどうか、これに充当するような施設ができるかどうかとかね、こういうことも把握をしておきたいと思いますが、要は要介護の人たちがどうやったら安心して暮らせるかという把握をする方法として、今言ったケアマネジャーは行ってわかつちやつとるものですから、そういうことだろうけれども、そうでなくて、なかなかわかりづらい面があるものですから、特に今地域で婦人会は婦人会で老人のそういうところを訪問をしたりね、それから老人クラブのほうもそういうことをやってくださったり、それから民生委員さんもやってくださったりね、それぞれがいろいろな形でやってくださつとるのをどこでうまく把握を今しとるのかなど。それぞれやつとるんですが、団体でね。今度、社会福祉協議会のほうもまた臨時の募集するようですが、みんなそれぞれがどうもやつとるけれども、それがどこか一つところでニュースというか、そういう情報をキャッチをできて把握をして、それをこれは必要だよというような体制というのがね、あるんだろうかなど。それを心配を私はしておるんですわ。

だから、そういう体制をだれかに言えば、どこどこがと言うと、ここどうなつとるかと言ったらこうこうこうだとかね。そして、これはこうしたほうがいいよとかね。カリヨンや何かでも、本当は入れてもらいたいんだけど、入れないとかね、その程度だ、これだと。蟹江だけじゃなくて、各町村だとかね。だから、逆に蟹江の人で中川紹介してあげたり、入っておるかどうかって聞かないかんわけでしょう。こういう地域が大勢で、蟹江のカリヨンだ、みんなカリヨン、蟹江が中心でつないであるね、ええかなと思ったら違うんかね、満杯なんだね。それで、よその人も入れるものでね、何だ、蟹江へ上げたらこんなこともあるし、逆に蟹江が中川だとかね、港のほうへお願いに行つてね、やつたり、周囲こうやつとるものですから、これは充足されておるのかどうかという点でね、困ったことはないんでしょうかと、現状で。こういう業者をもっとつくっていただけるように働きかけるべきなのか、それ

ともこういう業者というのはできないよと。法律じゃこんなふうになったけれども、その辺はだれがどういう形で必要に応じてね、つくってくださるかとかお願いするだとかいうような働きかけなのかは、どこの時点でこれを条例できた後ね、やるんでしょうかなど。結局これね、こういうところがいいですか言ったらだね、施設がこうだとかああだとかね、人員は何人いたかとか、つくることによってももちろん大勢いろいろなできると思いますが、可能性の問題でね、今あるこのきょう資料で出たところだけなのかですね、これ以外にこれからできそうなかどうか、その辺のところを全体的に掌握ができるようなシステムが今あるのか。そして、必要に今あります町内の地域密着型サービス事業者がこれからできそうなのか、来るように働きかけるのか、そういう考え方はどうなんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

まず、地域密着型ということに限らず施設ということで申し上げますと、これは特別養護老人ホーム、それから老人保健施設についてはですね、それぞれの市町村の介護保険事業計画、これの数字をそれぞれの圏域という言い方をしますが、その圏域のほうで取りまとめ、そしてその県内10幾つある圏域をすべて取りまとめて愛知県の計画というふうなことになっております。この辺でいいますと、旧の海部津島の地域を全部含めて、この圏域でもって次の3年の介護の計画期間の中でどれだけ必要かというような、そういった数字を出します。そのただ単に数字で出すということだけじゃなくて、参入してくる業者があるか、ないか、そのあたりの予測も含めての話になりますので、調整というのももちろんあるわけでございますが、今、申しわけございません。手元に資料はないんですけれども、この24年から26年の第5期の計画の中で、弥富市と、それからあま市のほうで特養ができるように、たしかそんな記憶ございます。それから、老健につきましても増設と新規が1つだったか、そういったのが海部津島の圏域の中で数字としてあらわれております。これにつきましては地域密着型ではございませんので、そのできた事業所がどの範囲を自分のところのサービス提供地域にするかというところで、例えば弥富市にできましても蟹江町の方も行けると、そういった、今特養なんかすべてそうなんですけれども、そういう状況にあります。そういうところでは、すべての方がその施設ができたところに入所されるということにはなりませんので、どれだけかはもちろんわかりませんが、何人かは入所できるだろうと、そういったことがあるわけでありまして。

それから、もう一つ、その地域密着型については、今のところ蟹江町としては計画もこの5期中の計画もございませんし、それから新たに参入したりだとか、それからふやしたいだとかという話も伺っておりませんが、あくまでも計画に沿ってという形になってまいります。というのは、特に施設なんかできた場合ですね、入所されればいいんですけれども、保険給付費のほうにかかわってくるものですから、むやみやたらにふやしていくのがいいということにはならないという部分がございまして、そこが慎重に進めなきゃいかんのかなという

点がございます。

それから、ほかの在宅のサービス、これにつきましては、私どもは新たにどこができるだとか、それからどんな今までなかったそういうサービスを始めるだとか、そういう状況というのは本当にもう始まる直前まではわからないのが現状でございます。というのは、愛知県が指定をするものですから、やりたいという事業者は県のほうに相談に参ります。そちらのほうの基準で合っておれば指定を受けることができます。そうってからか前後ぐらいに、私どものほうにこういう事業所をやるというような話をいただくというのが現状でございます。私どもは要望したりだとかというところになってこないというのが現状でございます。

○委員 菊地 久君

どうやって掌握して、どうやってとよくばらばらで、やってくれるところみんなそれぞれの団体がやってね、給食サービスを週に1回だとか月に1回だとか、毎日やっておるところもあるしね、掌握をしとるんですよね、どういう家庭でどうだというね。だから、ホームヘルパーも社会福祉協議会で何人か雇って代行してやってくださって掌握をしてくれたりですね、いろいろなことがあるんですが、どうもどこかで何か1つ欠けとりやせんかなというような気がするんですが、それは一遍、ぱっと行ったら大体わかりやすいような、隠しとる人もおるものですからね、家庭の中であっても言わない場合もあるんです。出てくれればいいんですよ。出ない場合もあるものですからね、非常に難しいと思いますが、実態の掌握はどうやったら活動してくれとる人たちの活動あるんですよね。婦人会の中で婦人会ボランティア会で各2人ずつ回ってやってくださったりね、それから老人クラブの人たちがやってくれたり、いろいろな団体がいろいろなことをやっている。それがぐっとまた回って行って民生委員さんが全部掌握できるのかどうかとかね、その辺のところちょっとわかりづらいものですから、一遍、支援センターのほうで掌握するのか、さっき言ったような課でおたくがやるのかはわかりませんが、一遍そのようなもう少しわかりやすい、目で見えるようなものができるとええがなということが1つとね。

もう一つ、蟹江病院ですね、温泉の蟹江病院のほうで今度増設という形であるんですが、1つまた何かつくってあったね、何という施設かわかりませんが。ああいう病院のね、海南病院は海南病院で大きなあれをやって、いろいろ介護サービス、何々事業というふうにやっていますよね。それで、蟹江温泉病院も、小さいけれども、リハビリ専門か何かあるね、あそこつくられてね。ああいうこの今拠点になりそうな蟹江では、蟹江の蟹江病院ですね、温泉の。あれは、せっかく今度事業計画を立てて新しいのやるに当たって、それに何かかみ合わせるようなものはあるのか、ないのかなと。必要なものはないのかなとか、その辺のところは何もないですか。なかったら要望するだとかですね、せっかくですので、要望事項でこういうのもせっかくだからというようなね、話を持っていけるかどうかね。専門的なことわからんものですから、私も。申しわけないんですが、もしあるようでしたら。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今おっしゃいましたいろいろなところ、老人クラブですとか婦人会ですとかとおっしゃるのは、これは社会福祉協議会のほうが友愛訪問という事業をやっておりまして、希望者に限ってでございますが、定期的に様子をということでございます。それから、地域で民生委員さん方がやっていることもございます。何しろ、ちょっと変だなというようなことを思われた場合には、とにかく最終的には私ども高齢介護課か地域包括支援センターのほうにお知らせをいただきたいということは、この介護のですね、事業者が集まる介護事業者連絡調整会議というのを月に1回定期で行っております。それから、このケアマネジャーが集まるケアマネジャーの連絡会議というのは二月に1回、そういった定期的にその全事業者が集まるようなところでとにかく何かあればお知らせくださいということは申し上げてきておりますし、今後もそれは当然続けていきたいということでもあります。そして、そういった中で出てきた話で、それぞれの事業者ですとかだけでちょっと困難であるというような場合には、ケア会議と申しまして、高齢介護課、それから地域包括支援センター、それから関係の事業者が入って会議を行ったりですとか、そういったことを行っております。

それから、蟹江病院につきましては、まだどんなふうにするのかというあたりを聞いておりませんし、それから先ほど申し上げました蟹江病院が行っているリハビリ関係のそういった事業等につきましては、私どもが一番初めにお話しいただく立場にないものですから、非常にわかりづらい点があるんですが、機会あればどんな計画をされておるのかというあたりから聞いていきたいということしか今の場ではちょっと申し上げることができませんので、お願いします。

○委員 菊地 久君

やっぱり今のは町長にね、一遍これはね、せつかくですので、地域の要望や要求があったときにセットでできるだろうかなと、やってくれるのかなというふうなことは、やっぱり向こうは向こうの計画があると思いますが、地域の人たちの要望にもやっぱりこたえていこうというね、姿勢があるものですから、蟹江町は何も言ってこんでええわで終わっちゃうものですからね、やっぱりこういう要求があったでしょうと。そしてまた、事務局行ったとき、我々も顔を出したときにどうなのと言いやすくなるわけ。だから、まずその辺についてね、町長自身も一遍これから接点をどういうふうに持たれるのかね、わかりませんが、何か考えがあったらちょっと町長にも一遍お尋ねしておきます。

○町長 横江淳一君

じゃ、お答えをさせていただきます。

的確な答えになるかどうかわかりませんが、実は今、地域密着サービスの話はるるご説明をさせていただきました。いろいろなルールがありまして、勝手につくるわけにはまいらないということも十分承知しておるわけでありましてけれども、今回の蟹江の温泉病院の話であ

りますが、先ほど来、担当者からありましたように、はっきりしたことはまだわかっておりません。ただ、足湯の土地が実は無償貸与ということで、20年間やらせていただいている関係上で、いろいろな契約書の整備等々がこれからあります。そんな中で、2週間ぐらい前で、東邦企業さんと、それから温泉病院さん、勅使河原さんと私と3人で今後の考え方を実は話をしてまいりました。詳しい事業内容はまだ公式にはおっしゃりになりませんでした、はっきり言いまして。ただ、議員各位にもお願いをしたとおり、温泉の活用を官民一体でやっていきたいという要望書を出させていただいておりますねということと、今度つくられる施設についてはどのような施設かわかりませんが、できれば入院患者だけではなくです、よそから来た方が予防介護という形の中で、今第5期の介護計画が24年から26年あります。その中に組み入れていただくことでいいですねという話は実はさせていただきました。その件については前向きに検討するというので、まだその程度でございますけれども、入院患者だけのための温泉ではなくてですね、外から来られる方も、外来の方、それから健常者の方についてもそれはオーケーですよという、そういう考え方を院長さん持っておみえということをお聞きしておりますので、これから設計、それから全貌が明らかになります途中で絶えず連絡をとりながら我々の要望をお聞きいただこうというふうに思っておりますので、また議員各位のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますでしょうか。

○議長 中村英子君

この地域密着型サービスの事業者の指定ということも重大なんですけれども、現在指定されているのは今下に表のところですね、3つの、合計でいくと。サービスの種類からいえば2つの種類ということで、施設がこうやって挙げられているんですけれども、地域密着型サービスの種類というところはもっと多くの種類のサービスが掲げられておりますよね。それで、最初にお聞きしたいのは、この2つの施設は施設のみの事業を展開しているというような理解でまずいいでしょうか。訪問的なことはしていなくて、施設だけのこれはやっているという理解でまずいいでしょうか。それを……。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

このグループホーム、それから小規模特別養護老人ホーム、それぞれの事業だけがその地域密着型ということで事業を行っておるわけでございます、ただその法人全体でございますと、例えばカリヨン福祉会というなら特別養護老人ホームも、それからデイサービスもショートステイもといったようなかなり現在いろいろな種類の事業をやっているところであります。

それから、グループホームシャルルと申しますのは、これは事業を行っておるのはライフ

サポート・タカラという有限会社が行っていますが、これは老健施設でありますセーヌが本体、セーヌと申しますか、医療法人の宝会が本体の関係のところでございます、老健施設、それからその他の事業等も広くやっておると。ただ、その中で地域密着型ということで指定を受けておるのがこの事業名の3施設ということになるわけでございます。

○議長 中村英子君

そうしますとね、例えばこの上のほうの24時間対応サービスだの、それから夜間に訪問介護できますよといった、このようなサービスの中にも今説明された法人の中では対応しているというように理解してよろしいんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

上の大きい表のほうのですね、サービスの種類というのは、こういったこの8種類のサービスが地域密着型という事業ということで位置づけられておりますという、そういうことございまして、そのうちの2種類の事業が現実蟹江町内で行われておることになります。

○議長 中村英子君

ちょっと現実、現状を聞いているんですけども、今現状の中で、例えば今言ったようなこの24時間とか夜間とかいうことを現実やっていますかということ。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

やっておりません。

○議長 中村英子君

そうしますとね、この福祉関係、老人関係の事業というものは、いろいろその種別があって大変わかりにくい状況にはなっているんですけども、例えばこの事業で指定することになると、町がこの事業はあなたのところはやりますよということを指定するわけだから、そうすると、この今現状としてはこの24時間とか夜間とかというのは町内では私はできていないと思うので、これを例えばですよ、今仮に訪問介護事業所というのがありますよね。訪問介護を昼間やっている事業所というのがあります。じゃ、その事業所が例えばこのようなことを組み込んでもらえるというような状況になったときは、その指定はその部分だけをするのか、事業所全体を指定するというやり方なのか、別個にその事業所のみの指定を行うのか、その辺の指定の区別についてお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今言われました訪問介護をやっておる事業所が、例えでおっしゃったわけでございますが、訪問介護サービスを行っておる事業所がですね、24時間対応だとか夜間対応だとかという地域密着型といわれる事業をやりたいという場合には、その部分についての指定の申請を私どもにいただきます。そして、それがいろいろな基準がございまして、その基準に合っておるかどうか、例えば人員等の配置の問題、それから設備の問題、勤務状況、計画がですね、基

準に合っておるかどうか、それを審査をしてオーケーということであれば、地域密着型のど
ういう種類のサービス事業所として指定をすると、そういうことになるわけでございます。

○議長 中村英子君

私お聞きしているのは、もう既に他の指定を受けて今事業所をやってみえるんですよね。
訪問介護でも何でも、すべての今の福祉関係の施設の事業所は指定を受けて、その基準に合
った中でやっているものだから、その中でこの訪問介護とか24時間とかいうのが入ってきた
ときは、その事業所がやったときは、そのサービスが入ってきたことによって、じゃ全体を
この地域密着型事業所ということで指定するのか、そうではなくて、やっている事業部分を
指定していくのかということをお聞きしているんです。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

済みません。全体ではなくって、地域密着型にかかわる部分だけを蟹江町が指定をいたし
ます。

○議長 中村英子君

部分だけを。わかりました。

そうしますとね、今、菊地議員のほうからもお話ありましたように、老人にかかわること
が、介護にかかわることが、1回はこういう社会が面倒を見ましょうということで全体的に
こういう制度をつくり、そして定着し、多くの人が助かっていると思うんですけれども、か
なり莫大な費用がかかることによって、在宅に戻すというような傾向が非常に出てきている
ということも事実だと思うんですよね。在宅に戻すということはどういうことになるかとい
うと、やっぱりその家庭の中にいる女性に負担を求めるという傾向が出てきているというこ
とはもう明らかになってきていると思うんですよ。そこで、町は今も言われましたように、
在宅に対するこの手当、在宅にしていこうという傾向の中で在宅にどう手を差し伸べるか
ということはやっぱり考えていかなければいけない課題だというふうに思うんですけれど
も、今全然この24時間だとか夜間だとか、そういうことに対して全くされてもおりません
ので、これは単にそういう事業所がやりたいということをお聞きすれば、それを事業所とし
て認めますよというような説明ですけれども、このような点に対して町もね、やっぱりサ
ービスの提供という立場から取り組まなければいけない問題だと思うんですよ。ですから、
これについてどういう考えをお持ちなのか。事業所がやってくれば、希望者があれば認
可しますよという、要するに民間の側の都合で認可だけしますという立場なのかね、町
もこの在宅に対して、やっぱりこの地域密着型の中でもきちんと定義されているわけだ
から、その点についてどんなふうに思ってみえるかということと、その事業所はそうい
うものを得るように協力を求めるのか、また別途やっていくのか、別に町が直接やっ
たって構わないというやり方もあると思うんですよね。だから、その辺のところにつ
いて、どういうふうに思ってみえるのかをお聞きしたい。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

この表のですね、上1つ、2つぐらいのこういったサービスというのは、現状、これは蟹江町ばかりではありませんで、本当にやっている事業所というのは少ないというふうに思っております。と申しますのは、地域密着型だけのサービスで事業展開しようと思っても非常に難しい点がございまして、その施設なり、それからサービス事業所なりがいろいろな多くの種類の事業を展開していく。これは、人も含めてでございますが、そういう中でこの地域密着型のところに手を広げてくるという可能性を探るしかないというふうな形になると思っておりますが、現実には非常に少ないということでございます。

その地域によって事情も当然違いますし、それから介護のサービス事業者、種類、数も違いますので、充足されていたかどうか、これも違います。そういうところで、例えばといいますか、大手のかなり広範囲にわたって事業展開するようなところだと、試験的にどこかやってみてというようなことはあるかもわかりませんが、なかなかそのピンポイントでこのこういった事業を始めるというのは非常に難しいのかなというところがあります。それで、現に蟹江町内で事業を行っておる事業者におきましても、それぞれのところでですね、それこそサービスが充足されておるかどうか、そういった現状というのは当然つかんでおるはずでございますので、ただそれ以上のところに手を出すかどうか、この点につきましては非常に難しい点になるかということがあります。こんな事例が出てきた際にですね、仕事をしながらというようなところで事業者みずからが考えていくというのが基本になるかとは思いますが、私どももできる限りそれこそ介護を受けることができないということにならないように考えていかなければならないということはあるかと思いますが、具体的な方策がということになりますと、ちょっとなかなか難しいかなというのが現実でございます。

○議長 中村英子君

だから、この事業だけで事業所を立ち上げるということは、施設は別にしてね、難しいということは何れでもわかることなから、だから、手つかずの状態にやっぱりあると思うんですけども、そこで、今ある事業所に対してね、やっぱり町としてはこの部分を何らかの形で対応できるような状況に向けてね、やっぱりやっていくということをしていかないと難しい。ただやれないというようなことだけでは済まないものだから、その辺について、やっぱりしっかり視点を持って取り組みを業者任せではなくて、町も一緒になって対応していくという体制をね、やっぱりこれからつくっていかないと、本当に家庭の中がまたそれでめちやくちやになっていくような場合もあるわけだから、きちんとその、大変夜間とかそういうことは難しいと思うけれども、必要が現在全く必要性の把握は全然されていないのかどうかわかりませんが、そんな必要は町内にはないという見方なのか、町内でもやっぱりそこまでの家庭の中において必要としているというようなところがあるという把握はしてい

なければまた別ですけれども、しているのか、していないのかというのはわかりませんが、町内の状況についてはどういうふうな把握ですか、それは。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

具体的に何件あるかというか、そういったところにつきましてはちょっとわかりませんが、例えば夜間に何回も定期的に巡回をしなきゃいけないような、そういう方の場合ですと、現状としてはですね、ケアマネジャーなり、それまでにかかわっております事業者なりがいろいろ手を尽くして入所のほうに向けてやっておるのが現状ではないのかなというふうな気がいたします。

○議長 中村英子君

そこで、入所でそういうふうな待機がなくですね、すべて対応できるという状況になればそれはいいですけれども、あながちそうでもない話を聞いているんですよ。だから、私も心配しておりますので、その辺のところもしっかりきめ細かくきちんと見て、必要なサービスができるように、事業所とともにですね、やっぱり進めてもらいたいなということでお願いしておきたいと思います。

○委員長 松本正美君

その他に質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

補足説明は別段ございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、質疑に入りたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明につきましてはございませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 松本正美君

それでは、質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明がございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 松本正美君

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上、本日の付託されました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任お願いいたします。

これで総務民生常任委員会を閉会します。

大変にありがとうございました。

(午前10時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美